



# 高齢福祉保険課長

## 就任所感

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

課長 関口 雄介

(せきぐち ゆうすけ)

### 略 歴

平成24年4月 財務省主税局調査課  
 平成26年7月 福岡国税局調査査察部  
 平成27年7月 財務省大臣官房総合政策課  
 平成29年7月 財務省大臣官房付(留学)  
 令和元年7月 厚生労働省年金局年金課課長補佐  
 令和3年7月 財務省理財局国有財産企画課課長補佐  
 令和4年7月 青森県農林水産部団体経営改善課長  
 令和5年4月 現職

日頃より健康福祉行政に携わっている皆様には厚く御礼申し上げます。

平成30年度の国民健康保険制度改正によって、県がその財政運営や効率的な事業の確保等について中心的な役割を担うこととなりました。これによって国保財政運営が安定化した一方、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増大等の課題は依然その重要さを失わず、さらに、県内で市町村によって保険料水準が異なることなど、都道府県単位化に伴い新たな課題に向き合う必要も生じています。

また、第211回国会に提出された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」には、国民健康保険運営方針の運営期間を法定化し(6年間)、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項を同方針の必須記載事項とするなど、国保制度の基盤強

化等に向けた一層の取組を求める内容が盛り込まれています。

こうした状況の中、県では今年度「青森県国民健康保険運営方針」の改定を予定しています。同方針においては、同様に今年度改定予定の県医療費適正化計画や県保健医療計画との整合性を確保しつつ、医療費適正化に資する保健事業の推進、保険料水準の統一、事務の標準化など、持続可能な国保制度の構築に向けた来年度以降6年間(上記法案が成立した場合)の取組について定める必要があります。

中でも、保険料水準の統一については、居住市町村による被保険者間の不公平が改善され、保険給付を県内全ての被保険者の相互扶助によって賄う仕組みが実現するとともに、保険給付とより明確に対応した保険料設定となることで「受益と負担の見える化」にもつながるものとして重要な課題です。県としては、市町村の皆様の御意見を丁寧にお聴きし、地域の事情も十分に踏まえながら、保険料水準の統一に向けた取組を着実に進展させていきたいと考えております。

国民健康保険制度の適正かつ安定的な運営のため、本年度も、市町村の皆様と一体となって取り組んでいく所存です。県としてもより一層の努力を重ねてまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。